ブラックスタート機能契約書【標準契約書】（案）

○○株式会社（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）とは，２０２１年●月●日に乙が公表した２０２１年度ブラックスタート募集要綱（以下「募集要綱」という。）を承認のうえ甲が乙の供給区域における停電解消のためのブラックスタートを乙に提供することについて，次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

（ブラックスタート）

第１条　甲は，別紙１の発電設備（以下「契約電源等」という。）を用いて，乙に対してブラックスタート機能の提供を行うものとする。

２　本契約において，ブラックスタート機能の提供とは，次のものをいう。

（１）全系統ブラックスタート

乙の電力系統において広範囲に及ぶ停電が発生した場合，本契約第２条に規定する受電地点において，外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源等の起動・発電を行い，系統の周波数と電圧を適正な範囲に維持し，復旧に必要な規模の発電所等の所内電力を供給すること。

（２）一部系統ブラックスタート

募集要綱に定める対象系統の停電時および上位系統の作業による単独系統時に，本契約第２条に規定する受電地点において外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源等の起動・発電を行い，系統の周波数と電圧を適正な範囲に維持し，当該系統に対して需要に応じた電力供給を行うこと。

（受給地点および送電上の責任分界点）

第２条　受給地点および送電上の責任分界点は，別紙１のとおりとする。

（財産分界点および管理補修）

第３条　財産分界点は，別紙１に定めるものとし，この分界点より契約電源等側は甲が，乙側については乙がそれぞれ管理補修の責任を負うものとする。ただし，財産分界点より甲側または乙側において，設備所有者が異なる場合，管理補修の責任は設備所有者が負うものとする。

（受電地点特定番号，所在地，定格出力，電圧，ブラックスタート機能および電力供給を行う系統）

第４条　契約電源等の受電地点特定番号，所在地，定格出力，電圧，ブラックスタート機

能および電力供給を行う系統は，別紙１のとおりとする。

（設備要件）

第５条　甲は，契約電源等について，募集要綱に定める設備要件を満たすものとする。

（運用要件）

第６条　甲は，契約電源等について次の各号の運用要件を満たし，法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き，乙の指令に従いブラックスタート機能を適用するものとする。

（１）甲は，次条にもとづきあらかじめ定める補修停止等の期間を除き，常時ブラックスタート機能を提供可能な状態に維持すること。

（２）甲は，ブラックスタート機能に不具合が生じた場合，速やかに乙に連絡のうえ，遅滞なく復旧すること。

（３）甲は，ブラックスタート機能の不具合が解消した場合，速やかに乙に連絡すること。

（４）甲は，乙が指定する電力供給に係る訓練に参加すること。

（停止計画）

第７条　甲は，乙が別途定める期日までに，乙に対して本契約第１６条で定めるブラックスタート機能の提供期間（以下「提供期間」という。）におけるブラックスタート機能の停止計画の案を提出し，乙との協議により停止計画を決定するものとする。

２　甲は，前項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては，次の各号の事項を遵守するものとする。

（１）停止時期は，法令上可能な限り検査時期の間隔をあける等，停止期間の短縮に努めること。

（２）甲は，乙が停止時期の変更を希望した場合，特別な事情がない限りこれに応じること。

（計量）

第８条　契約電源等から受電する電力量（以下「実績電力量」という。）は，原則として契約電源等ごとに取付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で，３０分単位で計量するものとする。ただし，契約電源等ごとに計量することができない場合の実績電力量は，別途甲乙の協議により定めるものとする。

２　計量器の故障等により，電力量を正しく計量できない場合は，その都度甲乙協議のうえ，別途電力量を決定するものとする。

（計量器等の取付け）

第９条　料金の算定上必要な記録型計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器の２次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は，原則として，乙が選定し，かつ，乙の所有とし，乙が取り付けるものとする。また，乙は，その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし，２０２１年４月１日実施の乙の託送供給等約款６６（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器等で料金の算定が可能な場合は，本契約にもとづき，あらためて計量器等を取り付けることはしないものとする。

２　法令等により，本契約にもとづき取り付けた計量器およびその付属装置および区分装置を取り替える場合は，甲は実費を乙に支払うものとする。

（通信設備等の施設）

第１０条　契約電源等に対する乙の指令の受信および契約電源等の現在出力等の乙への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等を以下の区分で施設するものとする。

（１）発電所等構内の通信装置，出力制御装置等

甲が選定し，甲の所有として，甲が取り付けるものとする。また，その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

（２）発電所等から最寄りの変電所，通信事業所等までの間の通信線等

乙が選定し，乙の所有として，乙が取り付けるものとする。また，その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

（３）本条（１）および（２）以外の通信線等

乙が選定し，乙の所有として，乙が取り付けるものとする。また，その工事に要する費用は乙が負担するものとする。ただし，保安通信電話や転送遮断装置等，発電機連系に必要な装置の情報伝送において，伝送路を専有している場合はこの限りでない。

（料金）

第１１条　乙は，ブラックスタートの提供に係る料金として，本契約第１２条に定める月間料金および本契約第１３条に定める従量料金を甲に支払うものとする。

２　ブラックスタート機能の提供に係る料金の算定期間（以下「料金算定期間」という。）は，毎月１日から当該月末日までとする。

（基本料金および従量料金）

第１２条　各料金算定期間の基本料金は，契約電源等ごとに，別紙２に定める月間料金を，すべての契約電源につき合計した金額とする。

２　ブラックスタート機能の提供に伴う電力供給に係る料金（従量料金）は，起動時の所内電力量増分費用，他発電所への所内電力の供給に係る費用等にもとづき，別途甲乙協議により決定した金額とする。

（月間料金の日割計算）

第１３条　本契約が月の途中で終了した場合，その月の契約電源ごとの月間料金は，次の算式によりそれぞれ日割計算するものとする。

$$\text{月間料金} \times \frac{\text{当該月の１日から契約終了日の前日までの日数}}{\text{料金算定期間の日数}}$$

（基本料金の支払い）

第１４条　甲は，基本料金に，本契約第２３条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算した金額（ただし，事業税相当額は，甲の事業税に収入割を含む場合で，かつ，乙の事業税の課税標準とすべき収入金額の算定にあたり，地方税法の規定により乙の収入とすべき金額の総額から乙が甲に料金として支払うべき金額に相当する金額が控除される場合に限り加算するものとする。以下同じ。）を，当該料金算定期間の翌月１５日までに請求書により乙に請求するものとし，乙は同月末日（ただし，当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに甲に支払うものとする。ただし，甲の請求書による請求が同月１５日までに行われなかった場合は，同月１５日からその遅延した日数分に応じて支払期限日も延長されるものとする。なお，当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日を延長後の支払期限日とする。

２　乙は，前項の支払いを支払期限日までに行わなかった場合，支払期限日の翌日以降支払いの日まで，当該不払額（消費税等相当額および事業税相当額は含まない。）に対して，年１０パーセント（閏年についても，３６５日あたりの割合とする。）の延滞利息を甲に支払うものとする。

（従量料金の支払い）

第１５条　甲は，従量料金に本契約第２３条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算した金額を，従量料金確定の翌月１５日までに請求書により乙に請求するものとし，乙は同月末日（ただし，当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに甲に支払うものとする。ただし，甲の請求書による請求が同月１５日までに行われなかった場合は，同月１５日からその遅延した日数分に応じて支払期限日も延長されるものとする。なお，当該日が金融機関の休業日の

場合はその直前の休業日でない日を延長後の支払期限日とする。

２　乙は，前項の支払いを支払期限日までに行わなかった場合，支払期限日の翌日以降支払いの日まで，当該不払額（消費税等相当額および事業税相当額は含まない。）に対して，年１０パーセント（閏年についても，３６５日あたりの割合とする。）の延滞利息を甲に支払うものとする。

（ブラックスタート機能の提供期間および契約の有効期間）

第１６条　本契約にもとづく甲から乙へのブラックスタート機能の提供期間は２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までとする。

２　本契約の有効期間は，本契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

（合意による解約）

第１７条　甲または乙がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で，あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て，相手方と誠意をもって協議のうえ合意が得られたときは，本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

（契約の解除）

第１８条　甲および乙は，相手方が本契約に定める義務を履行しない場合，相手方に対して，書面をもってその履行を催告し，その後３０日を経過しても相手方が当該義務を履行しなかったときには，本契約を解除することができるものとする。

２　甲および乙は，相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は，相手方に対し書面により通知して，本契約をただちに解除することができるものとする。

（１）支払停止もしくは支払不能の状態に陥った場合，または手形交換所から警告もしくは不渡処分を受けた場合

（２）破産手続，民事再生手続，会社更生手続，特別清算もしくはその他の倒産関連法令にもとづく手続（以下総称して「倒産手続」という。）開始の申立てを受け，または自ら倒産手続の申立てをし，もしくは解散の決議を行った場合

（３）本契約における重大な義務違反があった場合

３　乙は，甲が故意または重過失によりブラックスタートの全部または一部の提供を停止した場合は，本契約をただちに解除することができるものとする。

（解約または解除に伴う補償）

第１９条　本契約の解約または解除により，その責めに帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は，その責めに帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損

害を賠償しなければならないものとする。

（契約の承継）

第２０条　甲は，第三者と合併し，またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは，あらかじめ乙に書面によりその旨を通知し，乙の承認を受けたうえで，本契約をその承継者に承継させるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第２１条　乙は，甲が反社会的勢力（暴力団，暴力団員，暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者，暴力団準構成員，暴力団関係企業，総会屋等，社会運動等標ぼうゴロ，特殊知能暴力集団，その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し，または反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合は，ただちに本契約を解除することができるものとする。

（１）反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

（２）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

（３）自己もしくは第三者の不正の利益を図り，または第三者に損害を加える等，反社会的勢力を利用していると認められるとき

（４）反社会的勢力に対して資金等を提供し，または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき

（５）その他役員等または経営に実質的に関与している者が，反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　乙は，甲が自らまたは第三者を利用して，次の各号のいずれかに定める行為をした場合は，ただちに本契約を解除することができるものとする。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし，または暴力を用いる行為

（４）風説を流布し，偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し，または相手方の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３　甲は，自己が将来にわたり前二項に該当しないことを表明・確約する。

４　甲は，自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は，これを拒否し，不当介入があった時点で，速やかに不当介入の事実を乙に報告し，乙の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。

５　甲が前項の規定に違反した場合は，乙は，ただちに本契約を解除することができるものとする。

６　乙が本条第１項，第２項または前項の規定により本契約を解除した場合，甲は，解除により乙に生ずる損害を賠償するものとする。なお，この場合，甲は，解除により自己に生ずる損害の賠償を乙に請求することができないものとする。

（損害賠償）

第２２条　甲または乙が，本契約に伴い，相手方もしくは第三者に対し，自らの責に帰すべき事由により損害を与えた場合，甲または乙はその損害を賠償の責を負うものとする。

（消費税等相当額および事業税相当額）

第２３条　本契約において消費税等相当額とは，消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい，本契約において事業税相当額とは，地方税法および特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税のうち収入割に相当する金額をいう。

（単位および端数処理）

第２４条　本契約において，料金の計算における金額の単位は１円とし，その端数は切り捨てるものとする。ただし，前条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算して授受する場合は，消費税相当額および事業税相当額が課される金額，消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ１円とし，その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

（運用細目）

第２５条　本契約の運用上必要な細目については，別途甲乙間で定めるものとする。

（合意管轄および準拠法）

第２６条　本契約に関する訴訟については，名古屋地方裁判所の管轄に属するものとする。

２　本契約は，すべて日本法に従って解釈され，法律上の効力が与えられるものとする。

（秘密保持義務）

第２７条　甲および乙は，本契約の内容ならびに本契約の締結および履行に際して知り得た相手方の情報について，本契約の有効期間中はもとより，有効期間満了または解除等による終了後においても，第三者に対して開示してはならないものとする。

ただし，あらかじめ相手方の承諾を得た場合または電気事業法および関係法令にもとづく監督官庁等の要請に対して当該監督官庁等に提示する場合は，この限りでない。

２　前項の相手方の情報には，次の各号のいずれかに該当するものは，含まれないものとする。

（１）本契約の締結前から既に自ら保有していたもの

（２）本契約の締結後に自らの責めによらず公知となったもの

（３）正当な権限を有する第三者より秘密保持の義務なく入手したもの

（４）相手方の情報を使用もしくは参照することなく独自に開発したもの

（協議事項）

第２８条　本契約に定めのない事項については，募集要綱，乙の託送供給等約款，系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申合書等（以下「申合書等」という。）によるものとする。

２　本契約および申合書等により難い特別な事項については，その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上，本契約締結の証として，本書２通を作成し，甲乙双方記名押印のうえ，各自その１通を保有する。

□□□□年□□月□□日

○○県○○市○○町○○番
甲　○○株式会社
取締役社長　○○　○○

愛知県名古屋市東区東新町１番地
乙　中部電力パワーグリッド株式会社
代表取締役
社長執行役員　市川　弥生次

別紙１．契約電源一覧表

事業者名	契約電源	受電地点特定番号	所在地	定格出力 (kW)	電圧 (kV)	ブラックスタート 機能	電力供給を 行う電力系統	受電地点および 送電上の責任分界点
□□発電株式会社	××発電所		○○県○○市××	○○	275	全系統 ブラックスタート	－	
	○○○発電所		○○県□□市○○	○○	500	全系統 ブラックスタート	－	
	□□発電所		○○県□□村大字○○	○○	77	一部系統 ブラックスタート		

別紙２

契約電源の設備要件

ブラックスタート契約書第５条に定める設備要件については、以下のとおりとする。

１　全系統ブラックスタート

以下のすべての機能・設備を具備するものとする。

（１）非常用発電機等

（２）ガバナフリー運転機能

（３）電圧調整機能

（４）試送電機能

（５）専用線オンライン指令の信号送信機能

以下の信号を送信する機能等を具備していることが必要です。なお，通信回線は情報セキュリティ対策として電力制御システムに適用する「電力制御システムセキュリティガイドライン※」への準拠が必要となる。

※改訂の際には最新版を参照し，速やかに最新版に準拠していただく。

送信信号：現在出力

（６）起動機能

当社からの指令で起動が可能であること。

２　一部系統ブラックスタート

以下のすべての機能・設備を具備するものとする。

（１）非常用発電機等

（２）ガバナフリー運転機能

（３）電圧調整機能

以　上